

平成 30 年度

滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

結 果 報 告 書

平成 3 1 年 1 月

滋 賀 県

# 【 目 次 】

序章 調査の概要	1
1 調査目的	3
2 調査の方法	3
3 用語の定義	4
4 回収結果	4
5 留意事項	4
第1章 母子家庭の生活実態	5
1 母子家庭の世帯の推移と母の状況	7
2 母子家庭の子どもの状況と家族構成	9
3 母子家庭になった経緯	12
4 養育費および面会交流の状況	14
5 住居の状況	16
6 母子家庭の母の就労状況	21
7 所得と生計の状況	29
8 子どもの状況	35
9 家事・健康の状況	38
10 母子福祉施策等	40
第2章 父子家庭の生活実態	47
1 父子家庭の世帯の推移と父の状況	49
2 父子家庭の子どもの状況と家族構成	51
3 父子家庭になった経緯	54
4 養育費および面会交流の状況	56
5 住居の状況	60
6 父子家庭の父の就労状況	64
7 所得と生計の状況	72
8 子どもの状況	80
9 家事・健康の状況	84
10 父子福祉施策等	88
第3章 ひとり暮らし寡婦の生活実態	95
1 ひとり暮らし寡婦の世帯の推移	97
2 ひとり暮らし寡婦の世帯の状況	98
3 住居の状況	100
4 就労状況	102
5 所得と生計の状況	107
6 健康の状況	110
7 寡婦福祉施策等	112



## 序章 調査の概要

---



## 1 調査目的

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦）の生活の安定と向上のために県として取り組むべき基本事項や方策の指針として平成 27 年 3 月に策定した「淡海子ども・若者プラン～子ども・子育て環境日本一の滋賀を目指して～」の中に位置づけされる母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」が平成 31 年度をもって計画期限となる。

次期計画の策定にあたり、県内におけるひとり親家庭等の生活実態を把握し、施策の構築および推進に必要な基礎資料を得ることを目的としてこの調査を実施した。

## 2 調査の方法

### 2-1 調査対象世帯（者）数

(1) 母子家庭：13,387 世帯

父のいない児童が、その母によって養育されている世帯およびその母。

(2) 父子家庭：1,173 世帯

母のいない児童が、その父によって養育されている世帯およびその父。

(3) ひとり暮らし寡婦：248 世帯

40 歳以上 65 歳未満の配偶者のいない女子で、現にひとり暮らしの者。未婚でかつ子のいない者は除く。

### 2-2 調査の主体および協力機関

(1) 実施主体：滋賀県（健康医療福祉部子ども・青少年局）

(2) 協力機関：市町

### 2-3 調査項目

滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査票（母子家庭用、父子家庭用、ひとり暮らし寡婦用（以下「調査票」という。)) に掲げる事項。

### 2-4 調査時期

平成 30 年 9 月 19 日～9 月 30 日

### 2-5 方法

(1) 県内に居住するすべてのひとり親家庭等から、無作為抽出による無記名の調査によって実施（ひとり暮らし寡婦は全数）

(2) 調査は、対象世帯ごとに調査票を郵送し、郵送により回収。

### 2-6 調査の手順

(1) ひとり親家庭等世帯（人）数の把握

県は、市町の協力を得て平成 30 年 4 月 1 日現在のすべてのひとり親家庭等の世帯（者）数を把握。

(2) ひとり親家庭等生活実態調査

①県は上記（1）の結果に基づき、層化一段抽出法により、市町ごとの調査対象世帯（者）数を調査対象世帯ごとに決定し市町に通知。

②市町は、県に示された調査対象世帯（者）数の調査対象世帯（者）を無作為に抽出し（ひとり暮らし寡婦は全数）、宛名ラベルを印刷して県に送付。

③県は、市町から提供された宛名ラベルにより、調査票を当該世帯に郵送。

④県は、当該世帯へ郵送された調査票を、郵送により回収。

## 2-7 調査の集計および公表

調査の集計および公表は、県健康医療福祉部子ども・青少年局において実施。

## 3 用語の定義

- (1) 世帯：住居と生計をともにしている人々の集まりをいう。
- (2) 世帯員：調査日現在、その世帯に住んでいる者（本来その世帯に属している者で、一時的に不在の者を含む。）をいう。
- (3) 児童：満20歳未満の者で、未婚の者をいう。
- (4) 児童の養育：児童と同居（ただし、母子家庭および父子家庭にあつては別居も含む。）して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。
- (5) 子ども：母子家庭の母の子、父子家庭の父の子、ひとり暮らし寡婦の子については20歳以上であっても、本文中では“子ども”と表現している。
- (6) 本母子（父子）世帯：母と子（父と子）だけの世帯をいう。
- (7) 複母子（父子）世帯：母と子（父と子）以外に同居家族のいる世帯をいう。
- (8) 父（母）のいない児童：次のいずれかに該当する児童をいう。
  - ア. 父（母）が死亡した児童
  - イ. 父（母）が婚姻を解消した児童
  - ウ. 父（母）の生死が明らかでない児童
  - エ. 父（母）から遺棄されている児童
  - オ. 父（母）が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その養育を受けることができない児童
  - カ. 父（母）が法令により拘禁されているため、その養育を受けることができない児童
  - キ. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ク. その他前各号に準ずる状況にある児童

## 4 回収結果

区分	対象世帯数 *1	調査票 配布数	有効回答 件数	有効 回答率	無効回答 件数*2
母子家庭	13,387	3,118	1,073	34.4%	0
父子家庭	1,173	634	234	36.9%	0
ひとり暮らし寡婦	248	236	133	56.4%	0
合計	14,808	3,988	1,440	36.1%	0

\*1 対象世帯数は平成30年4月1日現在の数値

\*2 無効回答とは返信された調査票に回答が記入されていないもののこと。白票ともいう。

## 5 留意事項

- (1) 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- (2) 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%とならない場合がある。
- (3) 回答比率（%）は、無回答を含めたその質問の回答者数を基数（N=Number of case、集計対象となるサンプル数）として算出している。
- (4) 本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合がある。
- (5) クロス集計の表に、属性別の無回答を表していない。